

京都精華大学資格取得特待生規程

2020年10月26日 制定

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、京都精華大学(以下「本学」という。)入学前に本学が指定する資格を取得した者に対し、奨学金による減免を確約することによって、就学意欲のさらなる高揚を図るとともに、経済的負担の軽減に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における特待生制度を京都精華大学資格取得特待生制度(以下「本制度」という。)といい、奨学金を与えられる学生を資格取得特待生(以下「特待生」という。)という。

(財源)

第3条 本制度の財源は、本学の資金運用益および経常経費、ならびに有志の寄附金をもってこれに充てる。

(支給期間)

第4条 奨学金を支給する期間は入学年次とする。

(支給金額および支給の方法)

第5条 支給金額は20万円を限度とし、原則として本学が指定した学期の学費に充当することにより減免する。

2 特待生が文部科学省の給付型奨学金の対象となる場合は、その制度にて減免適用された学費残額から本制度による減免を行う。

(出願)

第6条 特待生として奨学金の給付を受けようとする者は、学生グループを経て所定の書類を学長に提出しなければならない。

(資格)

第7条 特待生の出願資格は、本学が指定した入学試験制度により入学を許可された者のうち本学が定める資格を有する者とする。ただし、外国人留学生は除外する。

2 対象となる資格は、本学が定める期間に取得したものに限る。

(選考委員会)

第8条 特待生の選考および特待生に関する事項を審議するために、京都精華大学奨学金選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会についての規程は別に定める。

(選考)

第9条 特待生の選考においては次の各号による。

(1) 本規程第7条の資格を有し、本制度に出願した入学者は、原則として全員を採用する。

(2) その他、選考方法について定めのないものは委員会で審議する。

(決定)

第10条 特待生の決定は委員会の審議を経て学長が決定する。

2 本制度による奨学金支給総額は当該年度に承認された予算額を上限とする。

(誓約書)

第11条 特待生として決定された者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(失格)

第12条 特待生が次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を失うものとする。

(1) 入学年次に退学または除籍となったとき

(2) 入学年次に休学したとき

(3) 本学学則に規定する懲戒に処せられたとき

(4) 願書その他所定の書類に虚偽があったとき

(5) 学修状況や学生生活において問題があり、特待生として適当ではないと認められるとき

(奨学金の打ち切りおよび返還)

第13条 特待生は原則として奨学金を返還する義務を負わない。ただし、前条により特待生の資格を失った者に対して、学長は減免の打ち切りあるいは返還を求めることができる。

(事務担当)

第14条 特待生の選考および決定に関する事務は学生グループがこれを担当し、減免に関する事務は総務グループがこれを担当する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は常務理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2020 年 10 月 26 日に制定し、同日から施行する。ただし、2021 年度以降の入学生から適用する。
- 2 2022 年 1 月 17 日に改定し、2022 年 4 月 1 日から施行する。